

情報ひろば

■ 市役所本庁 (代表) ☎ 63-1111
 ■ 有明庁舎 (代表) ☎ 68-1111
 ※外港庁舎と折橋庁舎への電話は本庁
 代表☎ 63-1111 から転送できます

島原市

Q 検索

募集

自衛官採用試験

一般曹候補生

- ▼受験資格 18歳以上33歳未満の人
- ▼受付期間 5月15日(金)まで
- ▼一次試験 5月23日(土)
- ▼試験会場 大村農協会館
- 申し込み・岡白衛隊島原地域事務所 (☎②3759)

要約筆記者養成講座(前期)

- ▼とき 5月16日(土)～7月25日(土)の毎週土曜開催予定10時～15時
- ▼ところ 市福祉センター
- ▼対象者 初めて学ぶ人、要約筆記奉仕員講座(基礎・応用)を修了した人など
- ▼受講料 無料(別途、テキスト代3670円が必要)

- ▼申込期限 5月8日(金)
- 申し込み・岡島原市社会福祉協議会 (☎③3855)

島原病院正規職員

- ▼職種・採用人数・受験資格
- 薬剤師 若干名・昭和50年4月2日以降に生まれた人
- 看護師 15人程度・昭和60年4月2日以降に生まれた人(専門看護師、認定看護師は年齢不問)

※それぞれの免許を有するか、令和3年春までに免許取得見込みの人

- ▼試験日 5月30日(土)
- ▼申込期限 5月22日(金)
- ※詳しくは島原病院のホームページをご覧ください
- 岡長崎県島原病院総務係 (☎③1145)

お知らせ

土日窓口業務閉庁(本庁)

4月11日から26日まで、土日開庁窓口業務を有明庁舎のみを行います。なお本庁は、新庁舎への引っ越し作業のため閉庁となります。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ▼本庁閉庁日 4月11日(土)・12日(日)・18日(土)・19日(日)・25日(土)・26日(日)

岡税務課 (☎内線171)・市民窓口サービス課 (☎内線181)・福祉課 (☎内線271)・こども課 (☎内線301)・保険健康課 (☎内線231)

固定資産税(土地・家屋) 価格等帳簿の縦覧

令和2年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿を公開します。縦覧制度は、市内に土地・家屋を所有する固定資産税の納税者が他の土地・家屋の価格と比較することにより、自己所有の資産の評価が適正であるかどうかを確認できる制度です。

- ▼縦覧期間 6月1日(月)まで8時30分～17時15分

※土・日曜、祝日を除く
 ▼縦覧場所 税務課固定資産税班

▼縦覧できる人 市内に土地または家屋を所有する固定資産税の納税者

▼縦覧できる内容

- 土地：所在・地番・地目・地積・価格
- 家屋：所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格

岡税務課固定資産税班 (☎内線173)

重度心身障害者福祉交通機関利用券の交付

4月1日から令和2年度の交付申請を受け付けます。

▼交付枚数 100円分の利用券を年間200枚まで

(年度途中に対象者になる人は交付枚数が減る場合があります)

▼対象者 市内在住(在宅)で、自分で自動車の運転を行わない、次のいずれかに該当する人

- ①療育手帳所持者
- ②精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ③身体障害者手帳所持者で、次のいずれかに該当する人

- 1級または2級で車いすを

常用している人
 ○通院により人工透析を受けている人

○視覚障害1級でひとり暮らしの人など

▼持参品 障害者手帳、印鑑

▼受付期間 令和3年3月31日(水)まで

▼申請・岡福祉課障害福祉班 (☎内線277) または有明支所 (☎内線506)

特別障害者手当、障害児福祉手当の支給

手当を受けるには申請が必要です。詳しい支給条件や申請手続については問い合わせてください。

①特別障害者手当

精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活で常に特別な介護を必要とする、在宅の20歳以上の人に支給されます。ただし、福祉施設に入所、または3カ月を超えて病院などに入院している人は、対象になりません。

▼支給月額 2万7350円

(令和2年4月現在)

②障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害があるため、日常生活で常に介護を必要とする在宅の20

歳末満の人に支給されます。
ただし、福祉施設に入所している人は、対象になりません。
▼支給月額 1万4880円
(令和2年4月現在)
※①・②ともに、本人または扶養義務者の所得によって制限があります
▼申請・福祉課障害福祉班
(☎内線274)
第11回特別弔慰金
戦没者などの遺族に対する特別弔慰金の請求を受け付けています。
▼対象者 戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合、次の順番による先順位の遺族一人
○4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
○戦没者などの子
○戦没者などと生計関係があった①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹(戦没者などの死亡当時、生計関係があることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります)

○上記以外の戦没者などの三親等内の親族(戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった人)
▼支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
▼請求期限 令和5年3月31日
▼持参品 印鑑、本人確認書類
▼申請・福祉課地域福祉班
(☎内線331)
原爆被爆者健康診断
▼対象者 被爆者健康手帳所持者、第一種健康診断受診者証所持者
▼持参品 被爆者健康手帳または第一種健康診断受診者証
▼健診日程
①旧島原地区
○とき 6月9日(火)・10日(水)、11月10日(火)・11日(水)
13時30分～15時30分
○健診会場 池田病院
②有明地区
○とき 4月14日(火)、12月18日(金) 10時～11時
○健診会場 有明公民館
☎県南保健所地域保健課(☎内線3289) または福祉課地域福祉班(☎内線271)

国民年金コーナー

令和2年度国民年金保険料

4月分からの保険料は、月額1万6540円です。

学生納付特例制度

国内に住む全ての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられていますが、学生については、本人所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。
申請は年度ごとに必要です。
申請を希望する人は市民窓口サービス課または近くの年金事務所まで手続きをしてください。

▼申請に必要なもの

- ・個人番号または基礎年金番号が分かるもの
- ・在学期間が分かる在学証明書
- ・書の原本または学生証の写し
- ・印鑑(本人以外が申請する場合)

諫早年金事務所出張相談

令和2年度の日程が決まりました。

▼とき 4月22日(水)、5月20日(水)、6月17日(水)、7月22日(水)、29日(水)、8月19日(水)

不用品の交換

おゆずりします

- ・健康器具(ハイパーステップ、ウォーキングラン、ベンチマスター)
- ・歩行運動器(折り畳み式)
- ・おゆずりください
- ・スピードラーニング(英語教材)
- ・脚立(2メートルくらい)
- ・赤ちゃん用抱っこひも
- ・ベビーカー

☎市民相談・消費生活センター
(☎内線184)

市政情報発信中

- 島原市ホームページ (<https://www.city.shimabara.lg.jp/>)
- ケーブルテレビ
- ・カボチャテレビ
(土曜 8:30、10:00、18:00、21:00、翌2:00、翌5:00)
(日曜 8:00、15:00、18:00、21:00、翌2:00、翌5:00)
- ・ひまわりテレビ(月曜～金曜 18:45)
- FMしまばら(88.4MHz)(月曜～金曜 9:00、13:00)
- 新聞
- ・島原新聞 市役所欄(随時)
- ・長崎新聞 市政情報コーナー(毎月第2・4火曜)

人の動き(3月1日現在)

- 人口 44,945人(－49)
- 男性 20,993人(－35)
- 女性 23,952人(－14)
- 世帯数 19,836世帯(－4)

2月中の動き

出生 22人 死亡 50人
転入 70件 転出 72件